

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 3 月31日

【会社名】 東京建物不動産販売株式会社

【英訳名】 Tokyo Tatemono Real Estate Sales Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 倉重 喜芳

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番 1 号

【電話番号】 03(3342)6277 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 那須 健二

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 東京建物不動産販売株式会社 横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目 5 番10号)
東京建物不動産販売株式会社 津田沼支店
(船橋市前原西二丁目12番 7 号)
東京建物不動産販売株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目 2 番 7 号)
東京建物不動産販売株式会社 関西支店
(大阪府中央区北浜三丁目 7 番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

平成23年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額328,707,096円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年3月30日

第2号議案 取締役11名選任の件

南敬介、倉重喜芳、横山裕、平野慎一、室井透、黒須正、那須健二、中島茂男、三上清志、瀬田川均、石原健吾の11名を取締役に選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役石原和夫、大久保聡の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、坪井和重を大久保聡の補欠、大嵩崎憲一を石原和夫の補欠として監査役に選任する。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任される取締役坪井和重、大嵩崎憲一、宮地保利の3氏及び監査役石原和夫、大久保聡の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の基準に従い妥当な退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期及び方法等は、取締役については、取締役会に、監査役については監査役のご協議にご一任願う。

第5号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役11名及び監査役4名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額50,000千円（取締役47,000千円、監査役分3,000千円）を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	358,147	226	450	(注) 1	可決 99.81
第2号議案 取締役11名選任の件					
南敬介	355,181	3,182	450	(注) 2	可決 98.99
倉重喜芳	355,867	2,496	450		可決 99.18
横山裕	354,887	3,476	450		可決 98.91
平野慎一	355,817	2,546	450		可決 99.17
室井透	355,742	2,621	450		可決 99.14
黒須正	355,900	2,463	450		可決 99.19
那須健二	355,895	2,468	450		可決 99.19
中島茂男	356,167	2,196	450		可決 99.26
三上清志	356,316	2,047	450		可決 99.30
瀬田川均	356,248	2,115	450		可決 99.29
石原健吾	356,295	2,068	450		可決 99.30
第3号議案 監査役2名選任の件					
坪井和重	352,694	5,682	450	(注) 2	可決 98.29
大嵩崎憲一	352,640	5,736	450		可決 98.28
第4号議案 退任取締役及び退任 監査役に対し退職慰 労金贈呈の件	349,497	8,879	450	(注) 1	可決 97.40
第5号議案 役員賞与の支給の件	357,247	1,129	450	(注) 1	可決 99.56

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に議決が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。